

国官参宅第10号  
国不動第7号  
5農振第675号  
5林整治第249号  
令和5年5月26日

各都道府県不動産業主管部局長  
各都道府県盛土規制法担当部局長 殿

国土交通省大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長  
（ 公 印 省 略 ）  
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長  
林野庁森林整備部治山課長

盛土等に関する情報の提供に関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）

令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が令和4年5月27日に公布され、令和5年5月26日から施行されます。

同法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）については、法の施行に伴い、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）が改正され、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項説明において、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における工事の許可制度等の概要を取引の相手方等に説明することとされ、令和5年5月26日から施行されます。

一方で、当該規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないとされていることを踏まえ、買主等が適切に土地の保全に努めることができるよう、盛土等の位置等に関する情報について適切に周知を図っていくことが求められていることから、別紙「不動産取引時における盛土等に関する情報の提供について（依頼）」（令和5年5月26日国官参宅第10号、国不動第7号、5農振第675号、5林整治第249号）のとおり、宅地建物取引業者が重要事項説明時に取引の相手方等に盛土等に関する情報を提供していただくよう、不動産関連団体に対し依頼しているところです。

つきましては、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう、下記の事項についてご対応いただくとともに、貴都道府県管内の指定都市・中核市（盛土規制法担当部局）に対する周知をお願いいたします。

## 記

宅地建物取引業者より、宅地造成及び特定盛土等規制法に関連する情報を掲載した都道府県等のウェブサイト等について問い合わせ等があった場合には、適切に対応するようご協力をお願いいたします。

また、宅地建物取引業者が円滑に別紙の対応を行うことができるよう、同法に基づく規制区域の指定にあたっては、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ不動産関連団体に周知するようにご協力をお願いいたします。

以上